

# 市職員の人事・給与等を公表します

市では「所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与や職員数、勤務条件などを公表します。  
この条例は、人事行政の運営等の状況の公平性と透明性を高めることを目的としています。  
市職員の給与は、民間企業の給与や国、他の地方公共団体の給与との均衡を考慮し、人事院および県人事委員会の給与勧告を参考に、

市長が給与条例等の改正を市議会に提案し、その議決を経て定めています。  
○各表の小数点以下は、四捨五入としています。また、詳しい内容は市ホームページでご覧になれます。  
●ホームページアドレス <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>  
※問い合わせ 職員課 (☎2998-9048・FAX2998-9042)



## I 職員の任免および職員数に関する状況

区分	事務	技術	医療職	保育士	消防	指導主事	現業職	合計
採用	18人	2人	1人	4人	3人	8人	—	36人
定年	11人	2人	—	2人	3人	—	11人	29人
勤奨	12人	1人	—	—	—	—	—	16人
普通	4人	1人	3人	2人	1人	8人	2人	21人
合計	27人	4人	3人	4人	4人	8人	16人	66人
区分	事務	技術	医療職	保育士	消防	指導主事	現業職	合計
採用	6人	1人	—	—	—	—	3人	10人
任期更新	2人	2人	—	—	—	—	5人	9人
任期満了	1人	—	—	—	—	—	9人	10人
普通退職	—	1人	—	—	—	—	1人	2人

※採用・再任用は平成18年4月1日付け、退職は平成17年度です。

区分	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	合計
職員数	19(0)人	43(0)人	173(13)人	294(61)人	529(74)人
昇任者数	2(0)人	11(0)人	18(4)人	36(7)人	67(11)人

区分	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
職員数	3人	311人	678人	796人	862人	40人	2,690人

### ■ 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年度4月1日現在)

部門	職員数		前年比較	主な増減理由
	平成17年度	平成18年度		
一般行政	1,615人	1,602人	△13人	福祉業務の増加 事務の見直し、施設(軽費老人ホーム)の廃止、 区画整理事業の進捗
教育	383人	377人	△6人	事務の見直し、学校給食調理業務の委託化
消防	333人	332人	△1人	欠員不補充
病院	82人	80人	△2人	事務の見直し
水道	121人	117人	△4人	事務の見直し
下水道	110人	108人	△2人	事務の見直し
その他	55人	55人	0人	
合計	2,699人	2,671人	△28人	

※一般行政は、議会・総務・税務・民生・衛生・労働・農林水産・商工・土木です。その他は、国民健康保険・介護保険です。職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保障する休職者、派遣職員などを含み、再任用短時間勤務職員(一般行政12人、教育3人、水道2人、下水道2人)、臨時または非常勤職員数を除きます。

## II 職員の給与の状況

住民基本台帳人口(年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)
337,883人 (平成18年3月31日)	千円 76,202,703	千円 3,560,139	千円 22,303,892	% 29.3

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44歳10月	376,300円	490,092円
現業職	47歳6月	368,500円	446,144円

区分	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00月	27.30月
勤続25年	33.75月	42.12月
勤続35年	47.50月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月
1人当たり平均支給額	5,349千円	25,521千円

※所沢市は埼玉県市町村総合事務組合(旧埼玉県市町村職員退職手当組合)に加入しており、退職手当の支給割合は同組合の支給条例に基づきます。1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種にかかわる職員に支給された平均額です。

職員数A	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤奨手当	計B	
人 2,356	千円 10,177,611	千円 2,981,244	千円 4,582,378	千円 17,741,233	千円 7,530

区分	所沢市		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒 177,000円	190,200円	170,200円	180,400円
	高校卒 148,800円	160,200円	138,400円	145,400円

区分	給料・報酬(月額)	期末手当(支給割合)	退職手当(算定方法)
市長	1,080,000円		給料月額×在職月数×40.25/100
助役	920,000円		給料月額×在職月数×24.15/100
収入役	820,000円	4.40月	給料月額×在職月数×23.00/100
水道事業管理者	820,000円		給料月額×在職月数×23.00/100
常勤の監査委員	610,000円		給料月額×在職月数×19.55/100
議長	660,000円		
副議長	580,000円	4.30月	※特別職の給料額・報酬額は、平成8年4月1日以降据え置いています。
議員	560,000円		

## III 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務日	勤務時間	休憩時間	休息時間
月～金曜日	午前8時30分～午後5時	正午～午後0時45分	午後0時45分～1時

区分	取得者数	制度の概要	給与
育児休業	83(4)人	3歳に満たない子を養育するために休業する制度	無給
うち新規	36(4)人		
部分休業	16(0)人	3歳に満たない子を養育するために1日の勤務時間を一部を休業する制度	減額
うち新規	13(0)人		

区分	1人当たり月平均時間外勤務時間
平成16年度	8.8時間
平成17年度	8.2時間

区分	1人当たり平均取得日数
平成16年度	12.1日
平成17年度	12.7日

区分	概要
年次休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる有給休暇
病欠休暇	労働意欲があっても負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、その治療に専念させる目的で設けられた有給休暇
産前産後	出産予定日6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から産後8週間を経過する日までの期間に付与される有給休暇
子の看護	中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合に1年につき5日の範囲内で付与される有給休暇
忌引	死亡した親族の続柄および生計関係に依り1～10日が付与される有給休暇
結婚	結婚に際して7日の範囲内で付与される有給休暇
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病または老齢により2週間以上をわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の無給休暇
組合休暇	労働組合の業務または活動に従事するために認められる無給休暇

## IV 職員の分限および懲戒処分の状況(平成17年度)

事由	勤務実績がよくない場合	心身の故障	分限処分とは、職員の勤務実績がよくない場合や心身の故障の場合に、免職、降任、休職または降給の処分を行うことです。
			休職
	—	6人	

事由	一般服務関係	公金官物取り扱い関係	公務外非行関係	懲戒処分とは、法令等の違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった職員に、免職、停職、減給または戒告の処分を行うことです。
				停職
	1人	—	—	

## V 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要  
地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。  
この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対して、▶法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)▶信用失墜行為の禁止(同法第33条)▶秘密を守る義務(同法第34条)▶職務に専念する義務(同法第35条)▶政治的行為の制限(同法第36条)▶争議行為等の禁止(同法第37条)▶営利企業等の従事制限(同法第38条)等、サービス上の強い制約を課しています。  
(2) 職務専念義務免除の概要  
「所沢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」により研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

## VI 勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立ての状況(平成17年度)

- (1) 勤務条件に関する措置要求…1件ありましたが、取り下げとなりました。
- (2) 不利益処分に関する不服申立て…1件が前年度から継続されていましたが、取り下げとなりました。

## VII 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要(平成17年度)  
平成17年度の職員研修につきましては、市長部局、消防本部、水道部の各任命権者が以下のとおり実施しました。  
市長部局は、行政委員会等の事務局職員、消防、水道部なども含めたすべての市職員を対象に職員研修を実施し、延べ1,032人が修了しました。消防本部は、新規採用職員研修や救急・火災などの業務にかかる専門研修を実施し、延べ1,250人が修了しました。水道部は、新規採用者や異動による新任者を対象とした業務研修を実施し、延べ9人が修了しました。  
(2) 職員の勤務成績の評定  
勤務評定は全職員に対し、毎年5月と11月の2回、5段階評価により定期的に行われ、結果に応じて、勤奨手当の支給、昇任等の人事異動が行われています。

## VIII 職員の福祉および利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています(地方公務員法第42条)。  
(1) 福利厚生制度の概要  
所沢市職員の共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。  
共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸し付け等の「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。  
また、「所沢市職員福利厚生委員会」を組織し、職員のレクリエーション事業等を実施しています。  
(2) 福利厚生制度にかかる市の負担状況  

区分	共済組合負担金	福利厚生委員会等	合計
平成18年度予算	千円 3,084,719	千円 46,410	千円 3,131,129
平成17年度実績	千円 2,952,981	千円 53,652	千円 3,006,633

  
(3) 公務災害の発生状況  

区分	平成16年度	平成17年度	増減
公務災害	29件	30件	1件
通勤災害	6件	3件	△3件
合計	35件	33件	△2件

**市役所の人事異動(平成19年1月1日付け)**

市では、1月1日付けで人事異動を行いました。前職名を省略し、後職名を記載しております。(カッコ内は前職名)

- 市長部局
  - 市民経済部長・本間幹朗(財務部財政担当)
  - 道路公園部長・中隆(まちづくり計画部)
  - まちづくり計画部長・斉藤清(市民経済部長)
  - まちづくり計画部長・中澤貴生(まちづくり計画部長)
  - 道路公園部理事・高橋晴夫(道路公園部)
- 教育委員会
  - 教育委員長・教育総務部長兼教育委員会教育総務部長・大沢賢(教育委員会教育総務部長)
  - 教育委員会教育総務部長・大沢賢(教育委員会教育総務部長)
- 水道部
  - 水道部長・富澤行雄(教育委員会教育総務部長)
  - 水道部理事・星野協治(水道部長)

◎市ホームページでもご覧いただけます。

